

生徒心得

1. 生活態度

本校生徒は学校という教育環境の中に属していること、生徒集団の一員であることを自覚し、この自覚にもとづき高校生活の本質を追求し、人間形成に努力しなければならない。したがって教育活動を阻害し、自己の主張を他人に強制し、人間本来の自由を侵すようなことのないよう心がけねばならない。いかなる問題の解決にも暴力に訴えてはならない。かつ、定められた規則を守るなかで学校の秩序と自由を維持しなければならない。

また、共学の本質を考え、清純・公明な交友のなかで、互いに向上をはからねばならない。

2. 服装・身なり

服装は泉丘高生の品位を表すものであるから、いたずらに華美虚飾・粗野に流れてはならない。

- 1 (正装) 入学式・卒業式等の学校行事や証明用の個人写真撮影の場合、ブレザー型上着に白カッターシャツを着用し、所定のネクタイを付けること。
- 2 (略装) 通常の場合は、所定のポロシャツを着用してもよい。
- 3 登下校の際には学校で定められた服装を正しく着用すること。異形の服装は禁止する。

(ア) (冬服)

上着 学校指定のブレザーを着用し、襟に所定の校章(バッジ)をつけること。
ズボン グレーのチェック柄で、ツータック付のストレート型のものとする。
スカート グレーのチェック柄で、ボックス型のヒダとする。丈は膝丈とする。

(イ) (夏服)

学校指定の長袖または半袖の白ポロシャツを着用する。また、それに準ずるものも可とする。

(ウ) 夏・冬服ともに着用期間を特に定めないので、寒暖に応じて個人差も考慮し、柔軟な対応をすること。ただし、制服として認められているものを正しく着用すること。

(エ) 外履は靴(スニーカーも可)とし、派手なものは避けること。ストッキングは肌色または黒色のものとする。また、ソックスは、華美でないものを着用すること。校舎内は所定のスリッパ履きとする。

(オ) コート類は、形・デザインが華美でないもの(革製品・光沢のあるもの不可)で、色は黒・紺・茶系統のものを着用すること。校舎内ではコート類を着用しないこと。

(カ) 襟巻き・手袋の類は、授業時間中着用してはいけない。

(キ) 身体は常に清潔に保ち、化粧などをしないこと。

華美なりボンやピアスなどのアクセサリは禁止する。

頭髪はよく手入れし、適当なときに調髪すること。パーマメント、染色・脱色は禁ずる。

(ク) ブレザーの下にセーター類(ハイネックは除く)を着用してもよい。色は白、黒紺、灰色を基調とし、華美でないものとする。

3. 登校・下校

- 1 校舎への出入りは、生徒昇降口から行き、禁止された場所から出入りしてはならない。
- 2 自転車通学をする者は、本校所定のステッカーを必ず貼り、施錠して所定の場所に置くこと。
- 3 道路の通行、車の乗降等は必ず交通道德を守り、事故を起こさないよう注すること。
- 4 生徒の登校時刻は午前7時からとし、下校時刻は平日は18時30分、土日祝日は17時とする。
5. 休業中の登下校については別に定める休業中の生徒心得によるものとする。

4. 自習時間

自習時間は指定の場所で静粛に自習すること。
時間中は指定場所外へ出てはならない。

5. 定期試験及びその他の試験

- 1 試験開始前に身のまわりを整理し、机上には必要品のみ残し、不要のものは、かばんの中にしまうこと。
- 2 試験中は筆記用具その他のものの貸借を行ってはならない。
- 3 試験の無い時間は、図書館等を利用し、廊下・階段・3階以上のホールに留まっていないこと。
- 4 廊下階段の通行は、静粛に行うこと。
- 5 定期試験に欠席した場合は、試験期間終了後2日以内にHRAに届け出ること。
なお、その場合は後に診断書等を提出しなければならない。

6. 欠席・欠課・遅刻・早退

- 1 欠席・遅刻をする場合はあらかじめHRAまで届け出ること。
- 2 正当な理由なくして欠席・欠課することは、生徒の本分に反するものであるから絶対に止めること。
- 3 インフルエンザ・麻疹(はしか)等、学校伝染病に罹患(りかん)した場合は、HRAに連絡し、主治医の指示に従って出校を見合わせる。また、病欠証明書を提出する。
(病欠証明書はホームページからダウンロードできる)
4. 遅刻・早退した場合は、その理由を教科担当教師およびHRAに届けること。

7. ロッカーの使用

年度当初に定められたロッカーを各自責任をもって使用すること。破損させたり、不正な使用をしたりしないこと。

8. 携帯電話、スマートフォン等

始業時より終業時まで、使用を禁止する。

- ①インターネット上に、住所や氏名および個人が特定されるような情報は掲載しないこと。
- ②画像や動画の撮影およびそれらのインターネット上への掲載の際は、原則として対象となる相手や場所の許可を得ること。
- ③SNSの使用にあたっては、誹謗中傷や名誉棄損等、他人に不快を与える投稿はしないこと。

9. 保健、清掃

- a 身体に異常のあった時には、すぐに申し出て適切な処置をうけること。
- b 校舎内外の環境美化・保全を常にこころがけること。
 - 1 各ホームルームの当番は毎日定められた区域の掃除をし、監督の点検を受けること。清掃後は用具を所定の用具庫に戻すこと。
 - 2 ごみは必ず分別してゴミ箱に捨てること。また、リサイクルなど環境保護に協力すること。
 - 3 ガラスの破片等危険物を見つけたら、直ちに職員に知らせること。
 - 4 放課後や移動教室の際、教室等の消灯に努めること。